

(4) 環境分野4 自然共生社会の構築

(秋田市生物多様性地域戦略)

本計画の環境分野4に関する内容は、本市の生物多様性^{*}の保全と持続可能な利用を推進することにより自然共生社会^{*}の構築を目指すものであり、生物多様性基本法第13条に基づく「秋田市生物多様性地域戦略^{*}」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけられます。

【本地域戦略の基本的事項】

- 1 対象範囲は秋田市全域とします。
- 2 推進体制および進行管理は本計画と一体的に行うものとします。
(本計画の第7章を参照)

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。

目指す姿

- 桜舞う千秋公園をはじめとして、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川など、四季折々の美しい自然が継承されています。
- きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みによって、市民の暮らしや生活が支えられています。
- 自然とのふれあいを通じて、自然環境を保全することの大切さを学び、美しい風景、歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます。
- 生物の生息・生育空間が保全され、自然の生態系^{*}が維持・回復しています。



「自然共生社会*」について

私たち人間を含め全ての生物は、それぞれ豊かな個性を持ちながら、自然の一部として互いにつながりあっています。様々な生態系*があること、様々な種の生きものがいること、同じ種の生きものでも様々な個性があることを、「生物多様性」と言います。きれいな水や空気、食料、医薬品、様々な製品の原材料など、私たちの暮らしは「生物多様性」がもたらす自然の恵みによって支えられています。

本市では、自然環境調査により市内の生物相の現況を把握するとともに、ホテル観察会などの環境教室の開催を通じて自然体験学習の場を創出しているほか、NPO*などの民間団体が行う保全活動および体験活動を支援することで自然環境保全活動の活性化を図っています。

私たちが将来にわたって自然の恵みを享受できる「自然共生社会」を実現するためには、生物多様性について理解を深めるとともに保全と持続可能な利用の観点から、調和のとれた施策を実施していくことが必要です。



ア 生物多様性の普及・啓発

(7) 環境目標・指標

生物多様性への理解を促進し、自然と共生した社会を実現します

指 標	目 標 値	現 状 値
生物多様性に関する啓発物の配布数（年間）	5,000部	2,511部 (令和3年度)
ホテルマップ作成時のホテル生息状況調査の報告件数	1,500件	536件 (令和元年度)

(4) 施策の方向

本市には様々な自然環境に野生生物が生息・生育し、豊かな生物相が育まれていることから、生物多様性^{*}の現況を把握するとともに、その大切さについての啓発を行います。

また、市民等との協働の下、森林や農地、河川、海などの多様な自然環境を保全していくことにより、生態系^{*}ネットワークの維持に努めます。

施策1 生物多様性の状況の把握と理解の促進

- ① 市内の野生生物についての調査を行い、自然環境の現況把握に努めます。
- ② 市内の野生生物についての調査結果を活用し、教育関係機関と連携した環境学習や市民向けの環境教室等において、生物多様性の普及・啓発に努めます。
- ③ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限にとどめます。
- ④ 豊かな里山環境の象徴であるホテルの生息状況調査を市民参加で行います。【分野横断Ⅰ】

施策2 希少種の保全と外来種への対策

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律^{*}（平成4年法律第75号）の適正運用により、希少野生動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- ② 市民や事業者等に対し、外来種が生態系等に被害を及ぼすおそれについて啓発に努めます。
- ③ 市民や事業者等が行う在来種の保全や外来種の駆除などの活動を支援します。

- ④ 市民や事業者等が定める自然環境の保全等のための自主的な活動を行う計画を自然環境保全条例に基づく市民活動計画として認定し、広く周知を図ります。

コラム10 身近な外来種について考えてみよう

外来種とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって海外や国内の他の地域から入ってきたものをいいます。

市内では、植物のオオハンゴンソウやオオキンケイギク、魚類のオオクチバス（ブラックバス）、は虫類のアカミミガメ（ミドリガメ）、さらにウシガエルやアメリカザリガニなどの外来種が確認されています。

これらの外来種の中には、もともといる生物（在来種）を食べてしまったり、生息・生育場所を奪ってしまったりして、生態系に大きな被害を与えているものもいます。

「外来種被害予防三原則」

- ① 入れない
海外からはもちろん国内の他地域から、生物を入れてはいけません。
- ② 捨てない
ペットなどを野外に捨ててはいけません。最後まで責任を持って飼いましょ。
- ③ 拡げない
既に定着している外来種を、移動してはいけません。

●オオハンゴンソウ



(環境省提供)

●オオキンケイギク



(環境部職員撮影)

イ 多様な自然環境の保全と持続可能な利用

(7) 環境目標・指標

多様な自然環境を保全し、持続可能な利用を進めます

指 標	目標値	現状値
市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面・河川・水路）の割合	83.2% (令和12年度)	83.3% (平成29年度)
市街化区域内における緑地面積	1,877ha (令和9年度)	1,857.83ha (令和3年度末)

(4) 施策の方向

森林や農地、河川等が有する多面的機能^{*}を維持していくために、適切な維持管理を促進し、持続可能な利用を図ります。

施策1 豊かな緑の確保

- ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働の下、都市緑化の推進および緑化意識の向上に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ② 秋田市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備に努めます。
- ③ 市民のニーズなどを踏まえながら、既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ⑤ 学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ⑥ 緑地協定などにより、工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ⑦ 歴史のある樹木、貴重な樹木等を保存樹に指定し、その保全に努めます。

施策2 森林や農地、河川等が有する多面的機能の持続可能な利用

- ① 森林の適正な管理および活用に努め、水源涵養機能^{*}および防災など市民の生活環境を守る機能の維持を図ります。
- ② 森林資源としての松林等を保全し、飛砂、風害等から市民生活を守るため、森林病虫害等の防除に努めます。
- ③ 森林のもつ健康増進効果および生きがいづくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。【分野横断Ⅲ】

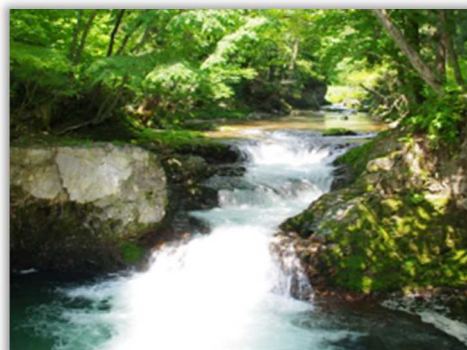
- ④ 小中学校の学校給食に、地場産農産物を使用するなど農産物の地産地消^{*}を推進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】
- ⑤ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。
- ⑥ 河川の改修に当たっては、治水・利水機能の向上に努めるとともに、水辺の生きものが生息・生育可能な河川環境を保全します。
- ⑦ 市内の自然環境等を対象に、環境教育・環境学習にもつなげていく活動を促進します。【分野横断Ⅲ】
- ⑧ 継続的な種苗放流の実施等によって、水産資源の維持・回復を図ります。【分野横断Ⅱ】
- ⑨ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ⑩ 森林の生産性向上と多面的機能^{*}の向上のため、間伐および間伐材の一部を木質バイオマス^{*}として活用することを促進します。
- ⑪ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。
- ⑫ 農地の多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者と地域住民・団体との協働による農地や水路等の維持・保全活動を支援します。

施策3 野生生物との適切な関係の確保

- ① 秋田市鳥獣被害防止計画により、野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などの防止に取り組みます。
- ② 特別天然記念物のカモシカの食害対策に当たり、防護網を支給し、共存のための方策を実施します。
- ③ 絶滅のおそれのある動植物を捕まえたり採ったりしないなど、自然と共生^{*}する上でのマナーの周知を図ります。



ミズバショウ群生地（河辺岩見字鶺養）



伏伸の滝（河辺岩見字鶺養）

ウ 自然とのふれあいの促進

(7) 環境目標・指標

先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
市が実施又は支援する自然環境保全又は体験活動等の延べ参加者数（年間）	1,000人 （令和9年度）	444人 （令和3年度）

(4) 施策の方向

自然環境を背景とした歴史、文化財、街なみ等にも着目し、自然とのふれあいの場・機会を提供します。

施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保

- ① ホタル観察会の実施など、本市の豊かな自然に親しむ機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 農業体験学習を実施し、市民が土にふれる機会を創出します。【分野横断Ⅲ】
- ③ 雪国ならではの体験学習を実施し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。
- ④ 市民団体等が行う自然観察会や体験教室などの活動を支援します。

施策2 都市景観の形成・保全

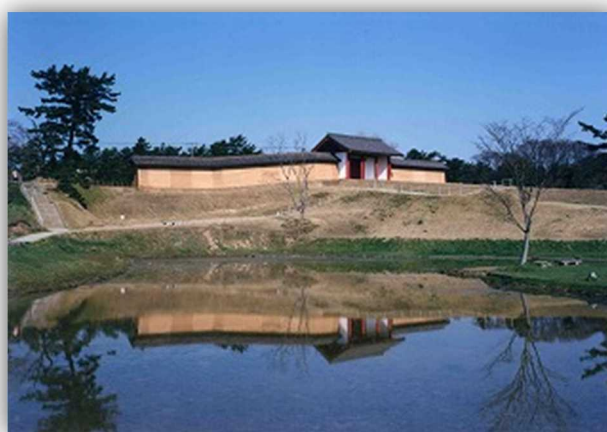
- ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。
- ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。

施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

- ① 千秋公園や高清水公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。【分野横断Ⅲ】
- ② 市民の郷土意識の醸成および文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。
- ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し、保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街なみの保全と整備に努めます。【分野横断Ⅲ】
- ④ 文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用に努めます。



千秋公園（胡月池）



高清水公園（築地塀）